

福島県障害者スキ - 協会規約

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本協会は『福島県障害者スキ - 協会』(以下県協会とする)と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は事務局を置く。(詳細等、非掲載)

第二章 目的・事業

(目的)

第 3 条 県協会は、障害者のスポーツとしての障害者スキーの普及、およびスキーを通して、障害者と健常者との理解を深めあい、潤いのある豊かな生活を目的とする。

(事業)

第 4 条 県協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 障害者スキーの普及に関すること。
- (2) その他、県協会の目的を達成すること。

第三章 会 員

(会員)

第 5 条 会員は、県協会の趣旨に賛同する個人とする(小学生以上)。

(会費)

第 6 条 会費は別に定める年会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 入会申込書を受理されたとき入会とする。

(退会)

第 8 条 次の場合は退会とする。
(1) 会員からの申し出のあったとき。
(2) 県協会に著しい損害を与えたとき。

第四章 総 会

(総会)

第 9 条 県協会は最高決議機関として総会を置く。

2 項 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項。
- (2) 事業報告および決算に関する事項。
- (3) 役員を選出。
- (4) 規約の改正。
- (5) その他必要な事項。

- 3項 総会は会員で構成し、会長が召集する。
（１）総会は年１回定例で開催する。
（２）前項にかかわらず、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
（３）総会の議長は会員から選出する。
- 4項 総会は会員の半数以上の出席により成立する。委任状は出席として取り扱う。
- 5項 総会の議決は多数決によるものとし、賛否同数の時は議長が決定する。

第五章 役員

（役員）

- 第10条 県協会は次の役員を置く。
- | | |
|---------|----|
| （１）会長 | 1名 |
| （２）副会長 | 2名 |
| （３）事務局長 | 1名 |
| （４）会計 | 1名 |

（役員を選任）

- 第11条 会長ならびに役員は総会にて選出する。
- 2項 役員は身障スキークラブとチェアスキークラブの役員も兼ねる。
- 3項 会計は、事務局長が兼務する事が出来る。

（役員の任期）

- 第12条 役員の任期は2年とし、7月1日に始まり翌々年の6月30日に任期満了とする。

（運営委員会）

- 第13条 県協会は執行機関として運営委員会を置き、構成員は下記のとおりとする。
- | | |
|---------|-----|
| （１）会長 | 1名 |
| （２）副会長 | 2名 |
| （３）事務局長 | 1名 |
| （４）運営委員 | 若干名 |
- 2項 必要に応じ、委員の任命及び解任を会長が随時執行する事が出来る。
- 3項 委員の任期は1年とし、7月1日に始まり翌年の6月30日に任期満了とする。
- 4項 運営委員会は次の業務を執行する。
（１）事業計画の立案および予算の執行。
（２）事業の執行に必要な委員会の設置、運営。
（３）その他、必要な業務の執行。
- 5項 運営委員会の議長は事務局長が行う。

（監査役）

- 第14条 県協会は監査役1名を置く。会計監査は会員の推薦により会長が委嘱する。
- 2項 監査役は県協会の事業ならびに会計を監査し、総会に報告する。

（顧問）

- 第15条 県協会は顧問を置くことができる。
- 2項 顧問は運営委員会の推薦より会長が委嘱する。

第六章 旅 費

第16条 県協会の旅費は次のように定める。

- 2項 日当：2,000円(弁当支給)
- 3項 交通費：1km20円として計算する。
- 4項 高速代：実費精算

旅費が発生した時は会長の承認を得るものとし、事前・事後に直ちに会計に対して旅費清算をする事。

第七章 会 計

(会計)

第17条 県協会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入を当てる。

- 2項 県協会の会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる。

(会費金額)

第18条 会費は個人会費と家族会員の2種類とする。

個人会員はプレーヤー(障害者)とスタッフ(健常者)とする。

会費は年間、プレーヤー(障害者)2,500円、スタッフ(健常者)2,500円

- 2項 家族会員は同一家族で2名以上とする。その内決定権のある者は2名までとする。それ以上の家族に於いて、決定権はないが協会行事等には会員扱いとする。家族会費は年間、5,000円

(通信費)

第19条 会員は年会費と共に通信費実費を負担する。

会員単位毎とし、人数毎の負担にはならない。

- 2項 郵送登録会員300円、インターネット・パソコンメール登録会員0円とする。

第八章 雑 則

(届出の義務)

第19条 会員が、住所、氏名等の変更があったときは、直ちに事務局に届けなければ成らない。

付則

- 1 この規約は1996年10月10日から施行する。
- 2 この規約は1998年11月22日から施行する。(協会名変更、事務局変更)
- 3 この規約は1999年11月7日から施行する。(会費変更)
- 4 この規約は2000年8月20日から施行する。(旅費項目追加)
- 5 この規約は2001年11月4日から施行する。(委員任命任期変更、旅費規定会長承認追加)
- 6 この規約は2004年11月7日から施行する。(役員、委員任期、会計年度変更)
- 7 この規約は2008年11月24日から施行する。(役員、委員任期、交通費、会計年度、会費変更、通信費追加)